

4. 発生時の対応

- (1)事業所内で感染症が発生した場合は、発生状況を正しく把握し、必要に応じて医療機関や保健所、関係機関への連絡を行うとともに、消毒や感染経路の遮断に努める。事業所はその内容及び対応について全職員に周知する。
- (2)感染症またはそれが疑われる状況が発生した際には、利用者の状態や実施した措置などを記録する。
- (3)感染拡大の防止について、行政・保健所からの指示に従い、協議する。
- (4)サービス事業所や関連機関と情報を共有し、連携して感染の広がりを抑制する。また、情報を外部に提供する際や事業所として公表する際には、個人情報の取り扱いに十分な注意を払う。

5. 感染症対策マニュアル等の整備と活用

- (1)各事業所において、感染症対策マニュアルを整備するとともに、マニュアルに沿った感染対策に努める。
- (2)マニュアルを定期的に見直し、最新情報を掲載する。
- (3)「介護現場における感染対策の手引き（厚生労働省）」を踏まえ、感染対策に常に努める。

6. 本指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者・家族や関係機関により希望があった場合にはすぐに関覧できるようにしておくとともに、ホームページで公表する。